宗像市告示第１３９号

公有財産売却公告（入札公告）

宗像市公有財産（塵芥車）をインターネットによる一般競争入札（ヤフー株式会社インターネット公有財産売却システム）を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

平成３０年９月３日

宗像市長　伊豆　美沙子

１．一般競争入札に付する物件

区分番号	名称	初年度登録年月	走行距離(km)	車検	予定価格	入札保証金
30-1	日野塵芥収集車　平成12年式	平成12年4月	125,314km	車検なし	240,000円	24,000円

※走行距離は、平成30年7月31日時点

※予定価格とは、宗像市があらかじめ定めた最低売却価格をいう。予定価格には、消費税相当額およびリサイクル料を含む。

２．入札参加者の資格

次のいずれにも該当しない者

（１）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項又は第２項各号の規定に該当する者

（２）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団、及び同法第２条第６号に規定する暴力団員に該当する者、また、これら暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有する者

（３）　暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとする者

（４）　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者

（５）　日本語を完全に理解できない者

（６）　宗像市が定めるインターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約･ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者

（７）　２０歳未満の者

（８）　日本国内に住所及び連絡先がない者

３　車両の見学について

車両の見学を希望する者は、下記連絡先へ電話にて予約すること。

（１）　日　時：土日・祝日を除く平日午前８時３０分から午後５時まで

（２）　場　所：宗像市北側資源物受入施設（宗像市池浦６００番地２）

（３）　連絡先：宗像市　環境課

℡０９４０－３６－１４２１（受付時間：平日午前８時３０分～午後５時まで）

※入札物件を下見で確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承しているものとみなす。

４　入札の参加申込み等に関する事項

（１）　仮申し込み

入札希望者は平成３０年９月３日（月）午後１時から平成３０年９月１９日（水）午後２時までに、ヤフー株式会社の提供しているインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申し込みの手続きを行うとともに、クレジットカードにより入札保証金を納付すること。

（２）　本申し込み

仮申し込み手続きを完了後、平成３０年９月１９日（水）までに所定の申込書等により宗像市環境課に一般競争入札への参加を申し込む（郵送の場合は平成３０年９月１９（水）消印有効）。期日までに提出しない者は、本入札に参加することができない。

５　申込み先

〒８１１－３４９２

福岡県宗像市東郷一丁目１番１号　宗像市環境課

６　入札の日時

平成３０年１０月４日（木）午後１時から平成３０年１０月１１日（木）午後１時まで

７　入札方法

公有財産売却システムにより入札金額を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない。

８　開札の日時

開札は、入札期間終了後直ちに行う。

９　入札保証金

（１）　申請者（入札者）は、市が定めた入札保証金を指定された方法により納付しなければならない。

（２）　落札者の納付した入札保証金は、本人の申し出により契約保証金に充当することができる。

（３）　入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。

（４）　入札保証金には、利息を付さない。

（５） 落札者が、宗像市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は宗像市に帰属する。

１０　落札者の決定方法

入札期間終了後、宗像市は開札を行い、入札価格が予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者とする。ただし、最高価格での入札者が複数ある場合は、くじ（自動抽選）により落札者を決定する。なお、落札者の決定にあたっては、落札者の Yahoo!JAPAN ID を落札者の氏名（名称）とみなす。

１１　契約及び契約保証金に関する事項

（１）契約の締結

落札者は、平成３０年１０月１８日（木）までに契約を締結しなければならない。

（２）契約保証金

契約保証金は、入札保証金と同額とする。９の（２）により、入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には利息は付さない。

（３）売払代金

売払代金の残金は、落札金額から契約保証金を差し引いた金額とする。

（４）売払代金の残金の納入

契約を締結した者は、平成３０年１０月２５日（木）までに宗像市が指定する口座への銀行振込により当該契約に係る売払代金の残金を一括で納付しなければならない。

１２　契約解除

落札者が期限までに代金の全額を納付しないとき、又は入札時の誓約書の内容が事実と相違することが判明した場合等、落札者の責めに帰すべき理由により市が契約し難いと認めるときは、市は契約を解除することができる。

１３　所有権の移転

（１） 売却物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

（２） 売却物件の売払代金完納後の引き渡しに要する費用、車検および所有権移転に要する諸費用並びに公租公課等は落札者の負担とする。

１４　引き渡し

売払代金の納付を宗像市が確認した後、売払代金納付時の現状のまま宗像市北側資源物受入施設において売却物件を引き渡す。引き渡し後に発生した不具合や故障および傷等については、宗像市は一切の責任を負わない。

１５　その他の事項

（１）　宗像市は、売り払い物件の瑕疵担保責任は負わない。

（２）　入札及び契約に関する問い合わせ先

宗像市　環境課
福岡県宗像市東郷一丁目１番１号
℡０９４０－３６－１４２１（受付時間：平日午前８時３０分～午後５時まで）